

株式会社はな保育

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

「株式会社はな保育」で働くすべての社員が、
心身ともに健康でいきいきと仕事と子育てを両立させることができ、
より働きやすい環境の整備を推進するため、下記の行動計画を策定いたします。

1、計画期間

令和5年7月1日～令和7年6月30日

2、目標・取り組み内容

目標1 非常勤職員研修受講率 5% から 10% に引き上げる

- 令和5年7月～ : 非常勤職員の研修受講の現状を把握をする。
- 令和5年9月～ : 事業所ごとに受講率を比較し、受講率の低い事業所に個別にヒアリングを実施する。
- 令和5年12月～ : 年間研修計画を周知し、非常勤職員に対して積極的な研修受講を促していく。

目標2 有給休暇の取得率85%から90%以上に引き上げる。

- 令和5年7月～ : 有給休暇取得について現状を把握する。
- 令和5年9月～ : 事業所ごとに取得率を比較し、取得率の低い事業所には注意喚起を行なう。
- 令和5年12月～ : 積極的な有給取得を従業員に周知し、管理部門から積極的に有給取得を行えるように声をかけていく。

女性活躍推進法に関する情報公表について

| 区分 | 男女の賃金差異 (男性も賃金に対する女性の賃金の割合) |
|----------|--------------------------------|
| 全労働者 | 60.4% |
| 正社員 | 85.2% |
| パート・有期社員 | - ※男性のパート・有期社員がないため |

| | |
|-------------|-------|
| 役員に占める女性の割合 | 25.0% |
| 有休休暇取得率 | 85.6% |

対象期間：令和4事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み通勤手当等を除く

※全労働者の9割以上が女性で短時間のパート労働者も多いため、全労働者の割合が低くなっている。